

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第1節 医療費の動向と将来の国保財政の見通し

国民健康保険財政を安定的に運営するためには、財政収支の基礎となる医療費の見通しを立てることが必要である。

被保険者数及び医療費の将来推計については、第4期群馬県医療費適正化計画との調和を図るため、同計画における推計数値を用いる。

1 被保険者数の推計

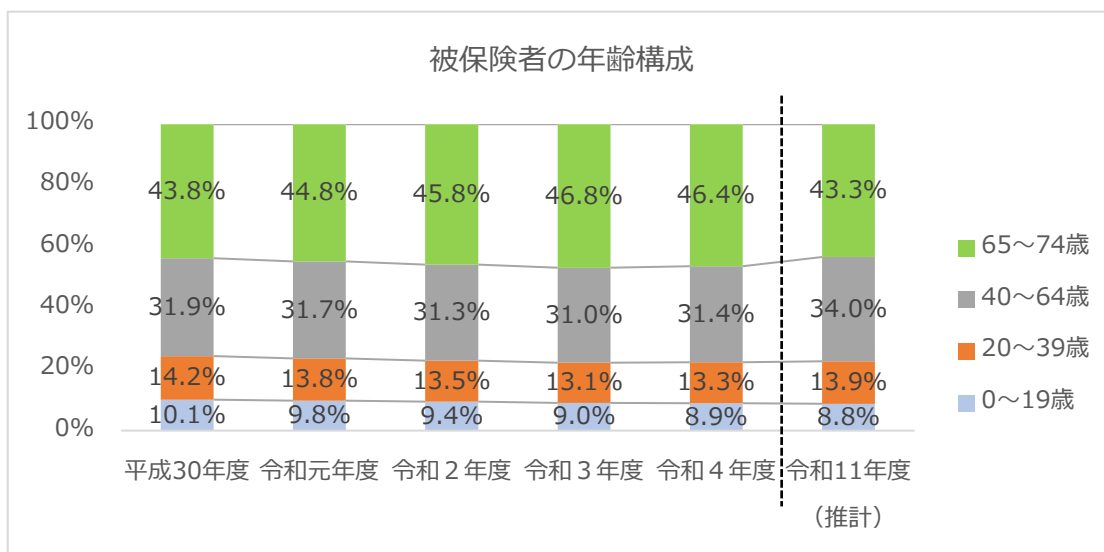
令和4年度の被保険者数は415,494人となっており、減少傾向で推移している。

「団塊の世代」（昭和22年から昭和24年生まれ）が75歳以上となることによる後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大等の影響により、今後も被保険者数の減少傾向は継続すると見込まれる。

被保険者の年齢構成は、65歳から74歳までの人数が最も多く、令和4年度では192,646人、割合は46.4%を占めている。年度ごとの推移を見ると、平成30年度から令和3年度までは65歳から74歳までの割合は増加していたが、「団塊の世代」の後期高齢者医療制度への移行が始まった令和4年度には微減となった。今後は、「団塊の世代」が後期高齢者医療制度への完全に移行することで65歳から74歳までの割合は減少するが、引き続き最も高い割合を占めると見込まれる。

【被保険者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度 (推計)
総数 (人)	475,233	454,248	444,410	433,220	415,494	370,482
0～19歳	48,014	44,423	41,843	39,044	37,056	32,456
20～39歳	67,576	62,499	59,852	56,961	55,465	51,551
40～64歳	151,672	143,930	139,252	134,337	130,327	125,913
65～74歳	207,971	203,396	203,463	202,878	192,646	160,562



<実績：国民健康保険実態調査（各年度9月末現在）、推計：医療費適正化計画推計ツールを用いて推計>

2 医療費の推計

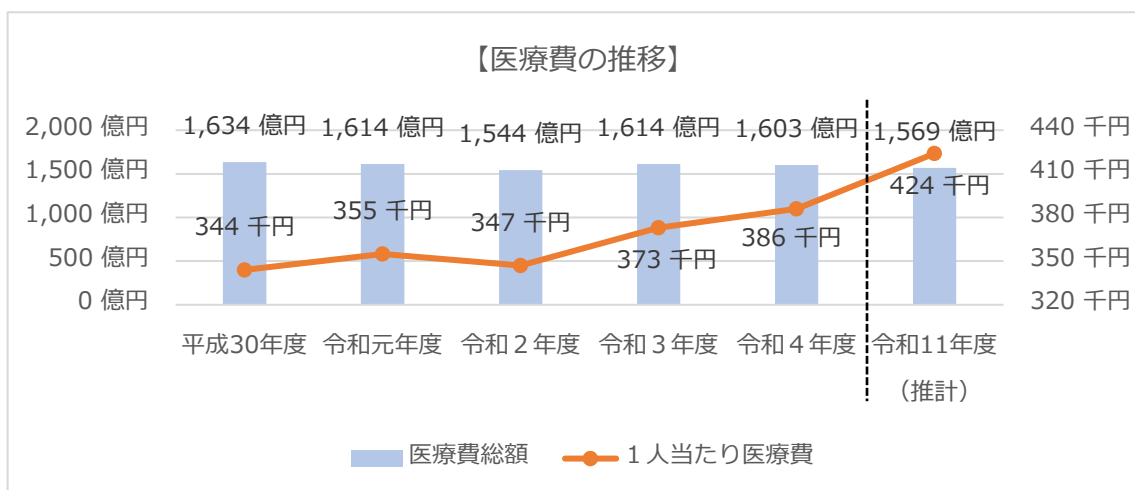
本県の市町村国保医療費（※）総額は、令和4年度では1,603億円となっている。令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による減少の反動もあり、令和3年度は増加に転じたが、被保険者数の減少により減少傾向となっている。今後も被保険者数の減少により医療費総額の減少傾向は継続すると見込まれる。

一方、1人当たり医療費は、令和4年度では38万6千円となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがあった令和2年度を除いては増加傾向となっている。医療の高度化に伴い、今後も1人当たり医療費の増加傾向は継続すると見込まれる。

※ 医療費とは、療養の給付等に要する費用の額をいう。医療費には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の制度によって負担された分を含む。

【医療費の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度 (推計)
医療費総額 (億円)	1,634	1,614	1,544	1,614	1,603	1,569
1人当たり 医療費 (千円)	344	355	347	373	386	424



<実績：国民健康保険事業年報、推計：医療費適正化計画推計ツールを用いて推計>

※ 1人当たり医療費＝医療費総額÷被保険者数（総数）

※ 医療費総額の令和4年度実績については速報値（県国保援護課調べ）

第2節 財政収支の改善に係る基本的な考え方

1 群馬県国民健康保険特別会計

国民健康保険制度改革が行われた平成30年度以降は、県が市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を決定し、市町村はこれを県に納付する一方、県は、市町村の保険給付に必要な費用の全額を国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）として市町村に交付する仕組みとなった。

県の国保財政を安定的に運営していくため、必要な支出は納付金や国庫負担金等で賄うことにより、県国保特別会計の収支が均衡するよう、財政運営に努める。市町村の事業運営が健全に行われることも重要であることから、各年で保険税水準が過度に上下することがないように配慮し、バランスの取れた国保財政運営を行う。

2 市町村国民健康保険特別会計

市町村の国保財政を安定的に運営していくためには、県国保特別会計と同様、原則として、必要な支出を保険税や交付金で賄うことにより、市町村国保特別会計において収支が均衡していることが重要である。

市町村は、保険税率の適正な設定、収納率向上対策及び医療費適正化対策等によって、市町村国保財政の安定的な運営に努める。

第3節 赤字解消・削減の取組、目標年次等

1 赤字の範囲

(1) 解消・削減すべき赤字の定義

解消・削減すべき赤字とは、「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」（平成30年1月29日付け保国発0129第2号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）において国が定義する「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合算額とする。

法定外一般会計繰入金	
決算補填等目的	決算補填等目的以外
ア 決算補填目的のもの (ア) 保険税の収納不足のため (イ) 高額療養費貸付金	ア 保険税の減免額に充てるため イ 地方単独事業の医療給付費波及増等
イ 保険者の政策によるもの (ア) 保険税の負担緩和を図るため (イ) 地方単独の保険税の軽減額 (ウ) 任意給付に充てるため	ウ 保健事業費に充てるため エ 直営診療施設に充てるため オ 納税報奨金（納付組織交付金等）
ウ 過年度の赤字によるもの (ア) 累積赤字補填のため (イ) 公債費等、借入金利息	カ 基金積立 キ 返済金 ク その他

(2) 赤字繰入の状況

令和元年度以降、決算補填等目的の繰入をした市町村はない。

(3) 赤字削減の取組

各市町村は、引き続き赤字を生じさせないよう取り組む。

赤字が生じた場合には、市町村は、医療費の動向、保険税率の設定、保険税収納率等、赤字の要因分析を行った上で、赤字削減計画を作成し、県に報告する。この計画には、赤字の要因や赤字解消・削減に向けた取組の記載と合わせて、赤字削減の目標年次を設定する。

なお、市町村は、赤字発生年度の翌年度にその解消を図ることが望ましいが、被保険者の保険税負担の急変等を考慮し、単年度での赤字解消が困難な場合は、中期的な目標を設定して計画的な赤字削減に努める。

県は、市町村において新たな赤字が生じないように会議等を通じて助言等を行う。赤字が生じた場合は、市町村の作成する赤字削減計画について、赤字の要因分析や公表を行い、計画の進行管理及び適切な指導・助言を行う。

第 4 節 財政安定化基金の運用

国民健康保険事業の財政の安定化のため、保険税の収納不足や保険給付費の増加により財源不足となった場合に備え、また年度間の財政調整を行うため、県に財政安定化基金を設置している。

1 財政安定化基金事業分

(1) 市町村に対する貸付け

ア 貸付要件

保険税収納率の低下又は被保険者数の減少等により、納付金等の費用に充てるための保険税収納額が不足する場合

イ 貸付額

各年度における収納不足額の範囲内の額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）に基づき算定した額の範囲内）

ウ 貸付額の償還

原則として、貸付年度の翌々年度から3年間で、貸付けを受けた市町村は貸付額を県に償還し、県は償還された額を基金に積み立てる。

(2) 市町村に対する交付

ア 交付要件

納付金等の費用に充てるための保険税収納額が不足することにつき、以下のような「特別の事情」があると認められる場合

- (ア) 当該市町村の被保険者の大多数が災害（台風、洪水、噴火等）により著しい損害を受けた場合
- (イ) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等当該市町村の産業に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合
- (ウ) その他(ア)又は(イ)に類する当該市町村の被保険者の生活に影響を与える事情が生じた場合

イ 交付額

収納不足額の2分の1以内の額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づき算定した額の範囲内）

ウ 交付額の補填

原則として、交付年度の翌々年度に、県は交付額相当額を財政安定化基金に積み立てるものとし、国、県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担する。なお、市町村負担分（財政安定化基金拠出金）は、交付を受けた市町村が負担するものとする。

(3) 県による取崩し及び基金への積立て

ア 取崩し要件

保険給付費の増加又は前期高齢者交付金若しくは公費の減少等により、交付金の交付財源が不足する場合

イ 取崩し額

各年度における財源不足額（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づき算定した額の範囲内）

ウ 取崩し額相当額の基金積立て

原則として、取崩し年度の4年度後までに、県は取崩し額相当額を財政安定化基金に積み立てる。なお、当該積立額は、取崩し年度の翌々年度から納付金に含めて市町村から徴収する。

2 財政調整事業分

保険給付費の増加や前期高齢者交付金の精算等により、年度間の急激な増加が生じる場合等に、各市町村の納付金の著しい上昇を抑制するため、決算剰余金を積み立てて備え、必要が生じたときに取り崩して活用することで、安定的な財政運営を行う。具体的な活用方法については、県と市町村で協議の上、決定する。